○中国地方整備局告示第三十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十六日

中国地方整備局長　戸田　和彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百八十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
総社市宍粟字川田一八八番一から同市宍粟字川田一八八番一地先官有無番地まで	前	一五・〇〇～二一・二〇メートル	一八・六〇～二一・二〇キロメートル
	後	一五・〇〇～二一・二〇メートル	一八・六〇～二一・二〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第三十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十六日

中国地方整備局長　戸田　和彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
益田市津田町一六四番から同市津田町一八六六番一まで	前	一九・七二～二八・六六メートル	二一・〇九～二八・八一キロメートル
	後	一九・七二～二八・六六メートル	二一・〇九～二八・八一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

○中国地方整備局告示第三十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十六日

中国地方整備局長　戸田　和彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十三号及び四百四十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
愛媛県上浮穴郡久万高原町東明神甲二〇五四番から松山市久谷町乙一六六番三まで	前 A	八・二五～一〇・〇〇メートル	九・四六〇キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 B・C	一一・五〇～一七・一〇メートル	八・四三〇キロメートル	
	後 A	八・二五～一〇・〇〇メートル	九・四六〇キロメートル	
	後 B・C	一一・四〇～一二五・六九メートル	七・六九八キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第四十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十六日

四国地方整備局長　川崎　正彦

供用開始の区間	図面縦覧場所
路線名　三十三号及び四百四十号　愛媛県上浮穴郡久万高原町東明神甲二〇七二番一から松山市久谷町乙一六六番三まで	四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所
供用開始の期日　平成二十四年三月十七日十六時三十分	

○四国地方整備局告示第四十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月十六日から二週間四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十六日

四国地方整備局長　川崎　正彦

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　三十三号

三　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
愛媛県上浮穴郡久万高原町東明神甲二〇八五番一から松山市久谷町乙一六六番一〇四まで	〇・〇〇～七五・五七メートル	七・四八四キロメートル

四　指定する期日　平成二十四年三月十七日

○四国地方整備局告示第四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月十六日

四国地方整備局長　川崎　正彦

一　施行者の名称　愛媛県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年四国地方整備局告示第五十七号八幡浜都市計画道路事業三・四・二号白浜大平線

三　事業施行期間　自平成十八年十二月十五日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第四十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十六日

中国地方整備局長　戸田　和彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号及び三十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
岡山市北区青江二丁目四三〇番一から同市北区青江二丁目四七〇番四まで	前	二〇・四〇～二三・〇〇メートル	〇・一四五キロメートル
	後	二一・〇〇～二三・〇〇メートル	〇・一四五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○四国地方整備局告示第四十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

四国地方整備局長　川崎　正彦